

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策I-1-1  
企業の競争力強化

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 産業振興課長 松浦士登 電話番号 0852-22-6740

事務事業の名称	技術革新支援総合助成事業	
目的	(1) 対象	県内ものづくり企業
	(2) 意図	新製品・新技術を開発し、売り上げを増加させる。
事業概要	○新分野進出や新規事業構築を促進するため、新技術・新製品の研究開発を行う県内企業に対して、しまね産業振興財団を通じて補助を行う。 ○「革新型研究開発助成事業」は、新分野や新市場参入のために行う基礎的研究を含めた中長期的な技術的課題解決に対して支援を行う。 ○「取引拡大型試作開発助成事業」は、下請型企業から提案型企業への転換を図るため、発注者等からの具体的なオファーに対して自社技術等を活用した試作開発を行う事業に対して支援を行う【H29年度まで】。	

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 平成21年度以降、助成した事業のうち販売に結びついた助成事業の割合（事業化率）	目標値		48.0	49.0	50.0	51.0	%
		取組目標値						
	式・定義 販売に結びついた助成件数/平成21年度以降の助成件数	実績値	47.0	56.0	54.0			
		達成率	-	116.7	110.3	-	-	%
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	%

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	32,591	61,000
うち一般財源 (千円)	32,591	61,000

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

## 5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

○平成29年度採択件数 革新型研究開発助成事業：5件（事業1年目：3件、事業2年目：2件） 取引拡大型試作開発助成事業：5件  
 ※助成事業の交付決定年度別事業化率（各助成事業合計）  
 H21：100%（1/1件）、H22：52%（15/29件）、H23：77%（23/30件）、H24：66%（19/29件）、H25：65%（11/17件）、  
 H26：35%（7/20件）、H27：37%（7/19件）、H28：9%（1/11件）  
 ○従業員一人当たりの付加価値額は、H21年度以降改善しており全国平均との差は縮小しているが、全国平均とは3割程度の格差がある。

## 6. 成果があったこと（改善されたこと）

○新たに事業化につながった件数として、  
 ・平成27年度採択案件 2件（革新型1件、取引拡大型1件）  
 ・平成28年度採択案件 1件（取引拡大型1件）  
 が生まれた。  
 ○採択テーマを平成29年度サポイン（戦略的基盤技術高度化支援事業・経済産業省主催）へ申請した案件もあり。  
 ○平成28年度、29年度と連続して目標値に対する達成率110%以上を達成。

## 7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」  
 ・県内産業界全体が人手不足等による省力化や生産性向上等の技術改良に向けて動いている中、当該事業では「革新的な新製品等の研究及び開発を行うもので、売上増、地域経済への波及効果等が見込まれる事業」を対象としており、生産技術改良や利益率向上に関する技術開発等のテーマでは申請が困難。  
 ・「革新性」の定義については要綱等で整備しているが、どのような案件であれば「革新性あり」と認められるのかわかりづらく、申請案件に応じて都度対応している状況。また、県内企業の技術力では社会的革新性をもたらすような技術開発を進めることは容易ではなく、ハードルが高い。  
 ・平成26年度以降、採択件数が伸び悩みつづける。  
 ②困っている状況が発生している「原因」  
 ・現状の制度体系においては、中長期的な基礎研究開発以外の技術開発ニーズに対応できる制度は少なく、本事業により多様な技術開発ニーズに対応せざるを得ない。  
 ・「革新性」の定義について、コンセンサスの構築が出来ていない。また、本事業の趣旨を申請企業に対してしっかりと理解頂くため、本事業の社会的意義等について改めて深掘りすることも肝要。  
 ・県、財団、大学等有機的に連携して情報共有することが不足している。  
 ③原因を解消するための「課題」  
 ・県内産業界の現状を鑑み、真に必要である場合は、新制度の検討も視野に入れつつ将来的な事業構想を助案すること。  
 ・「革新性」の定義も含めて本事業の趣旨を再度見直し、ブレのない事業運営を行うこと。  
 ・産学官連携の強化等によるニーズ・シーズの掘り起こしを促進すること。

## 8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

・基礎研究～開発～改良～販売といった各ステージにおける支援の流れの再構築を検討。  
 ・事業化率の更なる向上に向け、上記各ステージにおける財団や各支援機関による支援体制の継続強化、産学官連携の推進を行う。  
 ・【革新型】事業において、過去の採択企業からの同意が得られるようであれば、採択事例や支援成功事例をまとめ、優良事例として示すことで、事業趣旨や申請可能な案件例をより企業に分かりやすく提示する。